

別記様式

統計法に基づく
基 幹 統 計 調 査

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に
使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県
番号

事業所一連番号

産業分類番号

1. 事業所に係る事項

事業所の
名称及び
所在地

法人番号

（注）個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。

2. 労働者に係る事項

（1）
一連
番号

（2）
性

（3）
雇 用 形 態

（4）
就 業
形 態

（5）
最 終 学 歴

（6）
新 学 卒 者

（7）
年 齢

（8）
勤 続
年 数

（9）
役 職
番 号

（10）
職 種 番 号

（11）
経 験 年 数

（12）
実労働
日 数

（13）
所 定 内
実労働
時間数

（14）
超 過
実労働
時間数

（15）
きまって支給する現金給与額

（16）
（15）の うち
超 過 労働
給 与 額

（17）
昨年1年間の賞与、
期末手当等特別給与額

（18）
在 留 資 格
番 号

備 考

「5臨時労働者」については、(2), (3),
(7), (10), (12)～(16)のみ記入してくだ
さい。

原則、本年
3月に卒業
等した者に
該当する場
合のみ記入
してください。

1年未満
は0と記入
してください。

〔1年未満の端数
は切り捨ててくだ
さい。〕

事業所規模
10人以上の
事業所のみ記入
してください。

〔1年未満の端
数は切り捨て
てください。〕

事業所規模10人以上の
事業所のみ記入してくだ
さい。他企業での経験も
含みます。

〔30分以上は切り上げ、
30分未満は切り捨て
てください。〕

〔1か月間の合計について
記 入 し て く だ さ い。〕

6月分として算定された給与
(税込み)で、超過労働給与
額、通勤手当、精皆勤手当、
家族手当等を含みます。

1か月を超え、3か月以内の
期間で算定されるものも含み
ます。

時間外手当、
深夜手当、
休日手当、
宿日直手当等

賞与、期末手当等の年間
の支給額であり、毎月支給
されるものは含みません。
3か月を超えて算定される
ものは含みます。

外国人労働
者について
記入してくだ
さい。日本人
及び特別永
住者等は記入
不要です。

〔以下について記入してくだ
さい。〕
・事業所で記入対象労働者を
識別できる番号等
・記入内容が特異な場合は、
その理由

01

男 女

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

新規学
卒者

歳

年

1 2 3 4 5

1 1 5 10 15
年 5 5 5 年
未 4 9 14 以
満 年 年 年 上

日

時間

時間

百万

千

円

千

円

百万

千

円

02

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

1 2 3 4 5

03

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

1 2 3 4 5

04

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

1 2 3 4 5

05

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

1 2 3 4 5

06

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

歳

年

1 2 3 4 5

07

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

1 2 3 4 5

08

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

1 2 3 4 5

09

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

1 2 3 4 5

10

1 2

1 2

3 4

3 4

5

1 2

1 2

3 4

3 4

5 6

9

1

1 2 3 4 5

秘

厚生労働省
賃金構造基本統計調査 調査票

（令和5年6月分）

記入担当者氏名及び連絡先

連絡先（ ） —
電話番号（内線 番）

主要な生産品の名称又は事業の内容

区分

労働者数

抽出率

事業所の
常用労働者数

正社員・正職員

男女計

常用労働者とは、
・期間を定めずに
雇われている
労働者
又は
・1か月以上の
期間を定めて
雇われている
労働者
をいいます。

貴事業所におい
て正社員・正職
員とする者

正社員・正職員
以外

常用労働者のう
ち「正社員・正
職員」以外の者

事業所の臨時労働者数
常用労働者に該当しない労働者
〔日々又は1か月未満の期間を定めて雇われて
いる労働者〕

常用労働者

臨時労働者

企業全体の
常用労働者
数

貴事業所が
属する企業
全体（本
社、支社、
工場、営業
所等）の常
用労働者の
総数をいい
ます。

5000人
以上

1

1000～
4999人

2

500～
999人

3

300～
499人

4

100～
299人

5

30～
99人

6

10～
29人

7

5～
9人

8

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

※この欄は最後にご記入ください

記入労働者数

常用労働者

正社員・正職員
(男女計)

正社員・正職員以外
(男女計)

臨時労働者

※下の表部分
(2. 労働者に係る事項)に記入した人数（2枚目以降を含みます）を記入してください。